

営繕工事積算チェックマニュアル

チェックマニュアルの目的、チェックマニュアルの構成

改 定

現 行

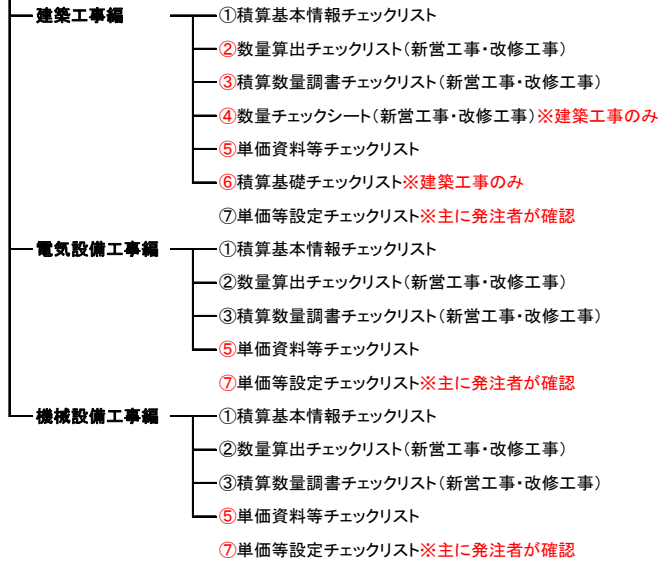
1. チェックマニュアルの目的

営繕工事積算チェックマニュアル(以下「チェックマニュアル」という。)は、積算数量の精度向上を図るとともに単価等の設定を適切に行えるよう、積算業務の各過程において、チェックすべき項目や数量確認のための数値指標等を整理してとりまとめたものである。
 使用にあたっては、チェックが必要な範囲・項目について、設計内容を踏まえて発注者と事前に打合せを行いチェックする範囲を設定した上で業務を進めていくものとする。チェックシートで設定されている数値指標等については、過去に発注された標準的な事務庁舎(RC造)の実績データを使用している。積算で求められた数値がチェックシートのチェック数量等と大幅に異なる場合は、発注者と確認を行い、業務を進めていくものとする。

2. チェックマニュアルの構成

(1)チェックマニュアルの構成

営繕工事積算チェックマニュアル



①**積算基本情報チェックリスト**
 適用基準、設計図書に記載された積算上の条件確認

②**数量算出チェックリスト**
 受注者(設計事務所等)が積算数量算出書※1作成時に、積算すべき仕様・規格ごとの項目や数量積算上留意すべき事項について確認するためのチェック項目。

③**積算数量調書チェックリスト**
 受注者(設計事務所等)が積算数量調書※2作成時に、積算すべき仕様・規格ごとの項目や数量積算上留意すべき事項及び数量が少量等の場合の項目について確認するためのチェック項目。

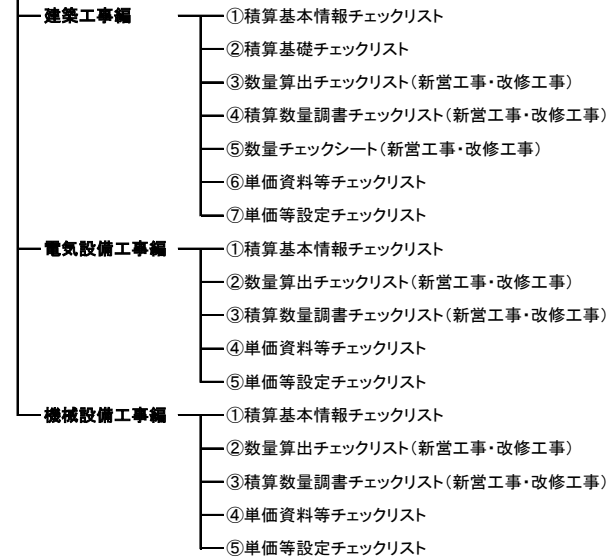
1. チェックマニュアルの目的

営繕工事積算チェックマニュアル(以下「チェックマニュアル」という。)は、積算数量の精度向上を図るとともに単価等の設定を適切に行えるよう、積算業務の各過程において、チェックすべき項目や数量確認のための数値指標等を整理してとりまとめたものである。
 使用にあたっては、チェックが必要な範囲・項目について、設計内容を踏まえて発注者と事前に打合せを行いチェックする範囲を設定した上で業務を進めていくものとする。チェックシートで設定されている数値指標等については、過去に発注された標準的な事務庁舎(RC造)の実績データを使用している。積算で求められた数値がチェックシートのチェック数量等と大幅に異なる場合は、発注者と確認を行い、業務を進めていくものとする。

2. チェックマニュアルの構成

(1)チェックマニュアルの構成

営繕工事積算チェックマニュアル



①**数量算出チェックリスト**
 受注者(設計事務所等)が積算数量算出書※1作成時に、積算すべき仕様・規格ごとの項目や数量積算上留意すべき事項について確認するためのチェック項目。

②**積算数量調書チェックリスト**
 受注者(設計事務所等)が積算数量調書※2作成時に、積算すべき仕様・規格ごとの項目や数量積算上留意すべき事項及び数量が少量等の場合の項目について確認するためのチェック項目。

③**数量チェックシート(建築工事のみ)**
 受注者(設計事務所等)が積算数量調書作成時に、計上する積算数量について、過去の工事等から算出された数値指標と、比較確認するための計算シート。

営繕工事積算チェックマニュアル

チェックマニュアルの目的、チェックマニュアルの構成

改 定

- ④数量チェックシート(建築工事のみ)
受注者(設計事務所等)が積算数量調書作成時に、計上する積算数量について、過去の工事等から算出された数値指標と、比較確認するための計算シート。
- ⑤単価資料等チェックリスト
受注者(設計事務所等)が単価資料等^{※3}作成時に、適用条件や見積書の項目等、積算上留意すべき事項について確認するためのチェック項目。
- ⑥積算基礎チェックリスト(建築工事のみ)
成果物提出前に各チェック内容に漏れがないか確認
- ⑦単価等設定チェックリスト
主に発注者が単価等設定時に、留意すべき事項。

※1積算数量算出書・各種数量計算書の総称(各種計算書、各種集計表、積算数量調書が含まれる。)
 ※2積算数量調書:積算数量算出書の数量を内訳書の体裁で構成した資料を指す。
 ※3単価資料等:単価等を設定するために参考とする資料を指す。

(2)積算作業におけるチェックフロー

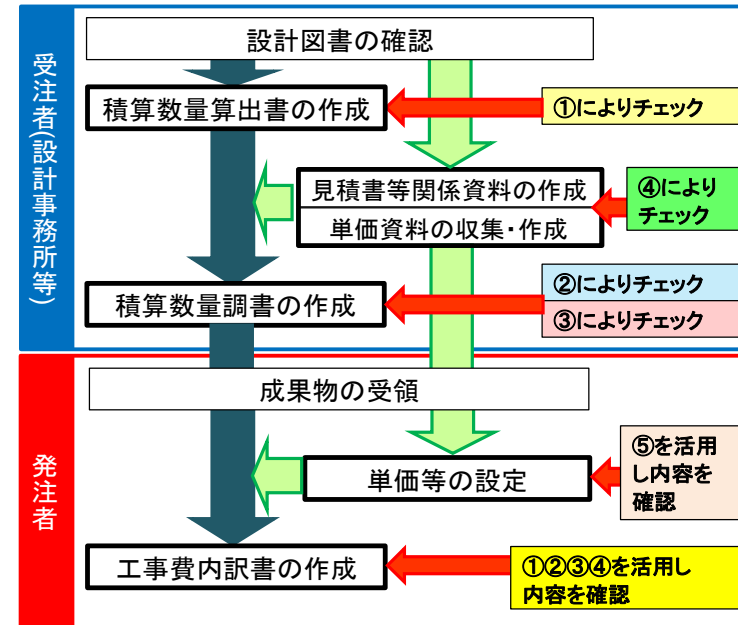


現 行

- ④単価資料等チェックリスト
受注者(設計事務所等)が単価資料等^{※3}作成時に、適用条件や見積書の項目等、積算上留意すべき事項について確認するためのチェック項目。
- ⑤単価等設定チェックリスト
主に発注者が単価等設定時に、留意すべき事項。

※1積算数量算出書・各種数量計算書の総称(各種計算書、各種集計表、積算数量調書が含まれる。)
 ※2積算数量調書:積算数量算出書の数量を内訳書の体裁で構成した資料を指す。
 ※3単価資料等:単価等を設定するために参考とする資料を指す。

(2)積算作業におけるチェックフロー



営繕工事積算チェックマニュアル

単価資料等チェックリスト

改 定

現 行

土工

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
根切り	人力土工は、機械による施工が困難な場合や、小規模で機械による施工が効率的ではない(土工機械運搬を含んだ価格)場合に適用したか。 小規模土工は、施工範囲が狭隘な部位での施工および標準的な土工機械が搬入できない場合等に適用したか。 総掘りは、全面に地下階がある建物の掘削や建物下部が全てピットとなっている場合に適用したか。 工法は山留めの有無を確認し選定したか。		
埋戻し及び盛土	山砂及び再生砂の場合、締め固めによる体積の減少を考慮して20%を標準として割増を見込んだ単価資料を作成したか。 他現場の建設発生土を搬入し、埋戻し、盛土及び敷均しを行う場合で、積込み及び運搬にかかる費用を設計図書で指定された場合は、その項目の単価資料を作成したか。		
建設発生土	建設発生土運搬について、指定された処分地までの運搬距離に応じて単価資料を作成したか。 建設発生土運搬について、想定される運搬経路がDID区間を一部でも通過する場合は、DID区間有りを選定したか。 建設発生土運搬について、自動車専用道路料金は、設計図書に明記された場合に単価資料を作成したか。 建設発生土運搬について、ダンプトラックは10t車を標準とするが、現場状況、道路の幅員等によっては2t、4t車等も考慮したか。 建設発生土処理は、設計図書に記載された受入施設の処理費用で単価資料を作成したか。		

地業

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
既製コンクリート杭地業、鋼杭地業及び場所打ちコンクリート杭地業	建設発生土等の積込み、運搬及び処分は、設計図書によるか。(汚泥処理も同様)		
ラップルコンクリート	型枠を使用する場合の型枠種別は「基礎部普通合板型枠」で単価資料を作成したか。		

鉄筋

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
鉄筋(資材)	工場でスパイラル筋を鉄骨柱へ取付ける場合は、「スパイラル筋取付」で単価資料を作成したか。また、見積りによる場合は費用の重複はないか。 物価資料掲載の取引数量、取引条件等に適応した単価資料を作成したか。		
スクラップ控除	スクラップ単価は物価資料等の掲載価格のうち「鉄屑 ヘビー H2」程度として単価資料を作成したか。		
鉄筋運搬	鉄筋運搬用のトラックの規格は、建築構造物の規模や敷地条件等により10t車での搬入が可能な場合は10t車を考慮したか。		

コンクリート

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
コンクリート	物価資料等で当該地域の生コン(レディーミストコンクリート)単価を採用し資料を作成したか。 普通ポルトランドセメント以外のセメントを用いたコンクリートを使用する場合は、割増額もしくは割引額を用いて補正するための資料を作成したか。		
打設手間	各部位のコンクリート打設工程表を作成し、当該地区の月別累年平均気温により構造体強度補正を決定したか。		
構造体強度補正	無筋コンクリートの適用となる箇所は、構造体強度補正の対象としていないか。		

土工

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
根切り	人力土工は、機械による施工が困難な場合や、小規模で機械による施工が効率的ではない(土工機械運搬を含んだ価格)場合に適用したか。 小規模土工は、施工範囲が狭隘な部位での施工および標準的な土工機械が搬入できない場合等に適用したか。 総掘りは、全面に地下階がある建物の掘削や建物下部が全てピットとなっている場合に適用したか。 工法は山留めの有無を確認し選定したか。		
埋戻し及び盛土	山砂及び再生砂の場合、締め固めによる体積の減少を考慮して20%を標準として割増を見込んだ単価資料を作成したか。 他現場の建設発生土を搬入し、埋戻し、盛土及び敷均しを行う場合で、積込み及び運搬にかかる費用を設計図書で指定された場合は、その項目の単価資料を作成したか。		
建設発生土	建設発生土運搬について、指定された処分地までの運搬距離に応じて単価資料を作成したか。 建設発生土運搬について、想定される運搬経路がDID区間を一部でも通過する場合は、DID区間有りを選定したか。 建設発生土運搬について、自動車専用道路料金は、設計図書に明記された場合に単価資料を作成したか。 建設発生土運搬について、ダンプトラックは10t車を標準とするが、現場状況、道路の幅員等によっては2t、4t車等も考慮したか。 建設発生土処理は、設計図書に記載された受入施設の処理費用で単価資料を作成したか。		

地業

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
既製コンクリート杭地業、鋼杭地業及び場所打ちコンクリート杭地業	建設発生土等の積込み、運搬及び処分は、設計図書によるか。(汚泥処理も同様)		
ラップルコンクリート	型枠を使用する場合の型枠種別は「基礎部普通合板型枠」で単価資料を作成したか。		

鉄筋

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
鉄筋(資材)	工場でスパイラル筋を鉄骨柱へ取付ける場合は、「スパイラル筋取付」で単価資料を作成したか。また、見積りによる場合は費用の重複はないか。		
スクラップ控除	スクラップ単価は物価資料等の掲載価格のうち「鉄屑 ヘビー H2」程度として単価資料を作成したか。		
鉄筋運搬	鉄筋運搬用のトラックの規格は、建築構造物の規模や敷地条件等により10t車での搬入が可能な場合は10t車を考慮したか。		

コンクリート

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
コンクリート	物価資料等で当該地域の生コン(レディーミストコンクリート)単価を採用し資料を作成したか。 普通ポルトランドセメント以外のセメントを用いたコンクリートを使用する場合は、割増額もしくは割引額を用いて補正するための資料を作成したか。		
打設手間	各部位のコンクリート打設工程表を作成し、当該地区の月別累年平均気温により構造体強度補正を決定したか。		
構造体強度補正	無筋コンクリートの適用となる箇所は、構造体強度補正の対象としていないか。		

営繕工事積算チェックマニュアル

単価資料等チェックリスト

改 定

現 行

型枠		確認	単	▼
チェック項目	チェック内容			
型枠	躯体の型枠は、基礎、地下、地上に区分し、構造別に対応した細目工種を適用したか。 「補助サポート」を別途計上していないか。			
コーン処理	断熱材を打込む部位の型枠は、普通型枠にコーン加算をしたか。			
型枠運搬	型枠運搬用トラックの規格は、建築構造物の規模や敷地条件等により10t車での搬入が可能なのは10t車を考慮したか。			

鉄骨		確認	単	▼
チェック項目	チェック内容			
鋼材	鋼材価格は、「建築工事積算基準等資料 第3編 第2章 第7項 表A7-1ベース価格区分表」に依って単価資料を作成したか。 販売価格はベース価格に、材種に対応した規格エキストラ及びサイズエキストラ、加工エキストラ等の価格を加算した単価資料を作成したか。 物価資料掲載の取引数量、取引条件等に適した単価資料を作成したか。			
スクラップ控除	スクラップ単価は物価資料の掲載価格のうち「鉄屑 ヘビー H2」程度として単価資料を作成したか。			

防水		確認	単	▼
チェック項目	チェック内容			
アスファルト防水	アスファルト防水工用シート材及び入隅・出隅部の重ね張り別途計上していないか。			

屋根及びとい		確認	単	▼
チェック項目	チェック内容			
とい	標準歩掛りに依る場合は、一般的な支持金物・留付け金物・継ぎ手を別途加算していないか。			

タイル		確認	単	▼
チェック項目	チェック内容			
タイル張り手間	壁のタイル張りは、設計図書により指定された工法で単価資料を作成したか。 同じ形状の役物タイル張りであっても施工部位(見上げ、垂直面、見下げ等)によっては施工手間が違う為、区分したか。			
壁タイル接着剤張り	長期に水及び温水の影響がある箇所(浴室)は、接着剤をタイプⅠで単価資料を作成したか。 間欠的に水及び温水の影響がある箇所(浴室以外)は、接着剤をタイプⅡで単価資料を作成したか。			

金属		確認	単	▼
チェック項目	チェック内容			
軽量鉄骨壁下地	二重で設置される場合は、補強も二重で単価資料を作成したか。			
軽量鉄骨天井下地	天井のふところ高さが1.5m以上の場合は、設計図書による補強を加算した単価資料を作成したか。			
軽鉄下り壁下地	H=500を超える高さの場合は、設計図書による補強を考慮した単価資料を作成したか。			

型枠		確認	単	▼
チェック項目	チェック内容			
型枠	躯体の型枠は、基礎、地下、地上に区分し、構造別に対応した細目工種を適用したか。 「補助サポート」を別途計上していないか。			
コーン処理	断熱材を打込む部位の型枠は、普通型枠にコーン加算をしたか。			
型枠運搬	型枠運搬用トラックの規格は、建築構造物の規模や敷地条件等により10t車での搬入が可能なのは10t車を考慮したか。			

鉄骨		確認	単	▼
チェック項目	チェック内容			
鋼材	鋼材価格は、「建築工事積算基準等資料 第3編 第2章 第7項 表A7-1ベース価格区分表」に依って単価資料を作成したか。 販売価格はベース価格に、材種に対応した規格エキストラ及びサイズエキストラ、加工エキストラ等の価格を加算した単価資料を作成したか。			
スクラップ控除	スクラップ単価は物価資料の掲載価格のうち「鉄屑 ヘビー H2」程度として単価資料を作成したか。			

防水		確認	単	▼
チェック項目	チェック内容			
アスファルト防水	アスファルト防水工用シート材及び入隅・出隅部の重ね張り別途計上していないか。			

屋根及びとい		確認	単	▼
チェック項目	チェック内容			
とい	標準歩掛りに依る場合は、一般的な支持金物・留付け金物・継ぎ手を別途加算していないか。			

タイル		確認	単	▼
チェック項目	チェック内容			
タイル張り手間	壁のタイル張りは、設計図書により指定された工法で単価資料を作成したか。 同じ形状の役物タイル張りであっても施工部位(見上げ、垂直面、見下げ等)によっては施工手間が違う為、区分したか。			
壁タイル接着剤張り	長期に水及び温水の影響がある箇所(浴室)は、接着剤をタイプⅠで単価資料を作成したか。 間欠的に水及び温水の影響がある箇所(浴室以外)は、接着剤をタイプⅡで単価資料を作成したか。			

金属		確認	単	▼
チェック項目	チェック内容			
軽量鉄骨壁下地	二重で設置される場合は、補強も二重で単価資料を作成したか。			
軽量鉄骨天井下地	天井のふところ高さが1.5m以上の場合は、設計図書による補強を加算した単価資料を作成したか。			
軽鉄下り壁下地	H=500を超える高さの場合は、設計図書による補強を考慮した単価資料を作成したか。			

営繕工事積算チェックマニュアル

単価資料等チェックリスト

改 定

現 行

改修工事
共通仮設・直接仮
設(改修)

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
墨出し、養生、整理清掃・後片付け	内部改修の1室において、「個別改修」と「複合改修」が混在する場合は、対象面積全てを「複合改修」としたか。		
外部足場	足場の存置日数が設計図書に記載がない場合は、発注上の工期や準備期間(1ヶ月程度)、掛払い日数と改修内容、改修面積等に基づき想定したか。		
災害防止	災害防止(金網、シート等)の存置日数は、特別な場合を除き外部足場と同じ日数を標準としたか。		
内部仕上足場	階高4mを超える場合は、新営工事の仮設を適用し、標準設計供用日数は30日としたか。撤去から改修終了まで長期の期間を要する場合は、損料等について適切に計上するための資料を作成したか。撤去後、改修を行う期間まで足場を要しない工事が発生する場合は、掛け払い手間について適切に計上するための資料を作成したか。		
仮設材運搬	ベース車両4t車を標準とするが、現場状況等により規格の異なる車両を想定する場合は別途考慮したか。		

外壁改修

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
下地調整	下地調整費を適切に計上するための単価資料を作成したか。		

建具改修

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
ガラス撤去	ガラスの撤去費はシーリング撤去を含むため、シーリング撤去を別途加算していないか。		

内装改修

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
仕上材撤去	ビニル床シート、ビニル床タイル等の仕上げ材撤去は、標準歩掛りに接着剤の除去を含むため、接着剤除去を別途加算していないか。		

塗装改修

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
共通事項	必要に応じて既存塗膜除去を見込んだ単価資料を作成したか。 新規塗りの場合であっても、塗装改修の細目工種を適用したか。 塗替えの場合、設計図書により「既存塗膜除去」、「下地調整」、「錆止め塗装」、「仕上げ塗り」の項目を合算した単価資料を作成したか。 新規の場合、設計図書により「素地ごしらえ」、「錆止め塗装」、「仕上げ塗り」の項目を合算した単価資料を作成したか。		

耐震改修(躯体改修)

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
撤去工事	目あらし(幅400mm以下)の単価は、幅400mm以下に適用し、幅の違いによる補正は行っていないか。		
鉄筋工事	物価資料掲載の取引数量、取引条件等に適応した単価資料を作成したか。		
コンクリート工事	コンクリート打設工法は設計図書を確認し計上したか。なお、圧入工法と図面特記された場合は、型枠等の仕様を検討したか。 流し込み工法の費用に「ポンプ回送費」を含まない場合は、別途計上したか。		
鉄骨工事	物価資料掲載の取引数量、取引条件等に適応した単価資料を作成したか。		
場内小運搬(垂直方向)	階段等を使用した建物内部の資材搬入、発生材処理は改修場所の条件・工程等を考慮し、必要な人工数を算定し計上するための資料を作成したか。		

改修工事
共通仮設・直接仮
設(改修)

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
墨出し、養生、整理清掃・後片付け	内部改修の1室において、「個別改修」と「複合改修」が混在する場合は、対象面積全てを「複合改修」としたか。		
外部足場	足場の存置日数が設計図書に記載がない場合は、発注上の工期や準備期間(1ヶ月程度)、掛払い日数と改修内容、改修面積等に基づき想定したか。		
災害防止	災害防止(金網、シート等)の存置日数は、特別な場合を除き外部足場と同じ日数を標準としたか。		
内部仕上足場	階高4mを超える場合は、新営工事の仮設を適用し、標準設計供用日数は30日としたか。撤去から改修終了まで長期の期間を要する場合は、損料等について適切に計上するための資料を作成したか。撤去後、改修を行う期間まで足場を要しない工事が発生する場合は、掛け払い手間について適切に計上するための資料を作成したか。		
仮設材運搬	ベース車両4t車を標準とするが、現場状況等により規格の異なる車両を想定する場合は別途考慮したか。		

外壁改修

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
下地調整	下地調整費を適切に計上するための単価資料を作成したか。		

建具改修

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
ガラス撤去	ガラスの撤去費はシーリング撤去を含むため、シーリング撤去を別途加算していないか。		

内装改修

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
仕上材撤去	ビニル床シート、ビニル床タイル等の仕上げ材撤去は、標準歩掛りに接着剤の除去を含むため、接着剤除去を別途加算していないか。		

塗装改修

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
共通事項	必要に応じて既存塗膜除去を見込んだ単価資料を作成したか。 新規塗りの場合であっても、塗装改修の細目工種を適用したか。 塗替えの場合、設計図書により「既存塗膜除去」、「下地調整」、「錆止め塗装」、「仕上げ塗り」の項目を合算した単価資料を作成したか。 新規の場合、設計図書により「素地ごしらえ」、「錆止め塗装」、「仕上げ塗り」の項目を合算した単価資料を作成したか。		

耐震改修(躯体改修)

チェック項目	チェック内容	確認 単	▼
撤去工事	目あらし(幅400mm以下)の単価は、幅400mm以下に適用し、幅の違いによる補正は行っていないか。		
鉄筋工事	軽微な鉄筋工事の場合、発注者と協議の上で小口の単価資料を作成したか。		
コンクリート工事	コンクリート打設工法は設計図書を確認し計上したか。なお、圧入工法と図面特記された場合は、型枠等の仕様を検討したか。 流し込み工法の費用に「ポンプ回送費」を含まない場合は、別途計上したか。		
鉄骨工事	軽微な鉄骨工事の場合、発注者と協議の上で小口の単価資料を作成したか。		
場内小運搬(垂直方向)	階段等を使用した建物内部の資材搬入、発生材処理は改修場所の条件・工程等を考慮し、必要な人工数を算定し計上するための資料を作成したか。		

営繕工事積算チェックマニュアル

単価資料等チェックリスト

改 定

現 行

塗装		確認 単
チェック項目	チェック内容	▼
塗装	鉄鋼面、亜鉛めっき面の素地ごしらえ及び1回目錆止め塗りは、製作工場で行うため建具・金属の見積りに含めたか。	

建具改修		確認 単
チェック項目	チェック内容	▼
建具改修	かぶせ工法の場合、①製品代、②運搬・取付費(計測費含む)、③撤去に関する費用、④諸経費に関する費用を含んだ見積を依頼したか。	
	かぶせ工法の場合、撤去に関する費用は①撤去費(建具の障子・扉等の撤去及び既存枠の錆落とし等)、②場内集積費(処分費は含まず)、③錆止め塗装費(既存鋼製の場合)に関する費用を含んだ見積を依頼したか。	
	撤去工法の場合、①製品代、②運搬・取付費(計測費を含む)、③諸経費に関する費用を含んだ見積を依頼したか。	

耐震改修(躯体改修)		確認 単
チェック項目	チェック内容	▼
鉄骨工事	物価資料掲載の取引数量、取引条件等に適応した単価資料を作成したか。	

石綿含有建材の処理工事		確認 単
チェック項目	チェック内容	▼
石綿含有吹付け材の除去(レベル1)	安全衛生設備機器の各設備機器資料・損料は、設計図書に条件明示された工区ごとに計上するように、見積を依頼したか。	
	安全衛生設備機器のセキュリティハウスについては、区画ごとの計上が必要な場合があるため、施工条件、工程等について、設計担当に確認を行った上で、見積を依頼したか。	
	安全衛生設備機器の消耗品等は、養生用テープ・保護衣・靴カバー・保護手袋・掃除用スポンジ・負圧除塵装置フィルターがあり、必要な消耗品が見積価格に見込まれているか。	
吹付け石綿廃棄物処理	設計図書の条件明示により除去対象室の既存家具・既存設備機器等で、専門工事業者による清掃等(養生共)が必要な場合は、見積価格に含まれているか。	
	見積書の処理数量の根拠、中間処分先、最終処分先、一次運搬距離及び二次運搬距離とそれぞれの費用が適正であるか確認したか。	
	飛散性石綿廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるため、通常の産業廃棄物処理業者ではなく、収集運搬と処分について、それぞれ特別管理産業廃棄物の許可業者からの、見積価格等を参考に適切に計上するための資料を作成したか。	
石綿含有保温材等の除去(レベル2)	処分費は、処分先及び処分量(除去物+消耗品等)の特定が困難なため、石綿含有吹付け材の除去を含めて見積を依頼したか。	
	レベル1相当の仮設が必要となる場合もあるため、設計図書を確認し、必要な項目が含まれた見積りを依頼したか。	
	設計図書の条件明示により除去対象室の既存家具・既存設備機器等で、専門工事業者による清掃等(養生共)が必要な場合は、見積価格に含まれているか。	
石綿含有保温材等の処分	設計図書の条件明示により除去対象室の既存家具・既存設備機器等で、専門工事業者による清掃等(養生共)が必要な場合は、見積価格に含まれているか。	
	飛散性石綿廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるため、通常の産業廃棄物処理業者ではなく、収集運搬と処分について、それぞれ特別管理産業廃棄物の許可業者からの、見積価格等を参考に適切に計上するための資料を作成したか。	
	処分単価は、処分先及び処分量(除去物+消耗品等)の特定が困難なため、石綿含有保温材等の除去を含めて見積を依頼したか。ただし、処分先が特定できる場合には、設計図書により指定し、処分先の見積価格等を参考に単価資料を作成したか。	

塗装		確認 単
チェック項目	チェック内容	▼
塗装	鉄鋼面、亜鉛めっき面の素地ごしらえ及び1回目錆止め塗りは、製作工場で行うため建具・金属の見積りに含めたか。	

建具改修		確認 単
チェック項目	チェック内容	▼
建具改修	かぶせ工法の場合、①製品代、②運搬・取付費(計測費含む)、③撤去に関する費用、④諸経費に関する費用を含んだ見積を依頼したか。	
	かぶせ工法の場合、撤去に関する費用は①撤去費(建具の障子・扉等の撤去及び既存枠の錆落とし等)、②場内集積費(処分費は含まず)、③錆止め塗装費(既存鋼製の場合)に関する費用を含んだ見積を依頼したか。	
	撤去工法の場合、①製品代、②運搬・取付費(計測費を含む)、③諸経費に関する費用を含んだ見積を依頼したか。	

耐震改修(躯体改修)		確認 単
チェック項目	チェック内容	▼
鉄骨工事	軽微な鉄骨工事の場合、発注者と協議の上で小口の単価資料を作成したか。	

石綿含有建材の処理工事		確認 単
チェック項目	チェック内容	▼
石綿含有吹付け材の除去(レベル1)	安全衛生設備機器の各設備機器資料・損料は、設計図書に条件明示された工区ごとに計上するように、見積を依頼したか。	
	安全衛生設備機器のセキュリティハウスについては、区画ごとの計上が必要な場合があるため、施工条件、工程等について、設計担当に確認を行った上で、見積を依頼したか。	
	安全衛生設備機器の消耗品等は、養生用テープ・保護衣・靴カバー・保護手袋・掃除用スポンジ・負圧除塵装置フィルターがあり、必要な消耗品が見積価格に見込まれているか。	
吹付け石綿廃棄物処理	設計図書の条件明示により除去対象室の既存家具・既存設備機器等で、専門工事業者による清掃等(養生共)が必要な場合は、見積価格に含まれているか。	
	見積書の処理数量の根拠、中間処分先、最終処分先、一次運搬距離及び二次運搬距離とそれぞれの費用が適正であるか確認したか。	
	飛散性石綿廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるため、通常の産業廃棄物処理業者ではなく、収集運搬と処分について、それぞれ特別管理産業廃棄物の許可業者からの、見積価格等を参考に適切に計上するための資料を作成したか。	
石綿含有保温材等の除去(レベル2)	処分費は、処分先及び処分量(除去物+消耗品等)の特定が困難なため、石綿含有吹付け材の除去を含めて見積を依頼したか。	
	レベル1相当の仮設が必要となる場合もあるため、設計図書を確認し、必要な項目が含まれた見積りを依頼したか。	
	設計図書の条件明示により除去対象室の既存家具・既存設備機器等で、専門工事業者による清掃等(養生共)が必要な場合は、見積価格に含まれているか。	
石綿含有保温材等の処分	設計図書の条件明示により除去対象室の既存家具・既存設備機器等で、専門工事業者による清掃等(養生共)が必要な場合は、見積価格に含まれているか。	
	飛散性石綿廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるため、通常の産業廃棄物処理業者ではなく、収集運搬と処分について、それぞれ特別管理産業廃棄物の許可業者からの、見積価格等を参考に適切に計上するための資料を作成したか。	
	処分単価は、処分先及び処分量(除去物+消耗品等)の特定が困難なため、石綿含有保温材等の除去を含めて見積を依頼したか。ただし、処分先が特定できる場合には、設計図書により指定し、処分先の見積価格等を参考に単価資料を作成したか。	